

経皮鎮痛消炎剤

ジクロフェナクナトリウムテープ15mg「テイコク」

ジクロフェナクナトリウムテープ30mg「テイコク」

規制区分「劇薬」指定解除のお知らせ

医療機関各位

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて この度、平成22年1月20日付 厚生労働省令第6号「薬事法施行規則の一部を改正する省令」により、弊社販売の「ジクロフェナクナトリウムテープ15mg「テイコク」及び「ジクロフェナクナトリウムテープ30mg「テイコク」」につきましては「劇薬」の指定が解除されましたのでご案内申し上げます。

省令公布日以降は「劇薬」としての取扱いは不要となりますが、しばらくの間は「劇薬」表示品が流通することになりますので、予めご容赦願います。

尚、「劇薬」指定解除に伴う添付文書改訂および包装表示変更の内容につきましては、後日改めてご案内申し上げます。

今後とも、より一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

◎ 劇薬指定解除品

販売名	製造販売元	規制区分	
		旧	新
ジクロフェナクナトリウムテープ 15mg 「テイコク」	帝國製薬株式会社	劇薬	なし
ジクロフェナクナトリウムテープ 30mg 「テイコク」			

以上